

2009年7月16日

国会議員 各位

共済の今日と未来を考える懇話会
窓口団体：日本勤労者山岳連盟
(連絡先) 〒162-0814 新宿区小川町5-24
TEL 03-3260-6331

新保険業法の適用除外を求める要望書

貴職におかれましては連日、国務の重責を果たされておられますことに敬意を表します。私たちは、自営商工業者、医療関係者、登山者など、さまざまな分野で活動する団体が共同してつくりました「共済の今日と未来を考える懇話会」と申します。

私たちは、後述する事由により、自主共済への緊急救済措置を講じていただくことと、新保険業法の適用除外を実現していただくよう強く要望するものです。

第162通常国会で決定された保険業法の改定（以下、新保険業法）は、「共済」の名を騙った詐欺行為を行う者や、不特定多数の者を相手方として無免許で保険業を営む営利事業者などの「ニセ共済」を規制し、もって消費者・国民を保護することが目的でした。

しかしながら今日、新保険業法は「ニセ共済」を規制する本来の趣旨を逸脱して、各団体の構成員（会員や組合員）を対象として長年に亘り自主的に、健全に運営されてきた共済（自主共済）が規制の対象とされ、既に多くの自主共済が運営できなくなり、制度の廃止や解散する事態が広がっています。現在も制度存続の模索が続いていますが制度内容を大幅に縮小・後退せざるを得ないなどの問題に直面しており、自主共済に参加している加入者の権利が著しく侵害されています。

2008年3月31日の経過措置期限から1年以上を経過した今でも、国会に多数の団体から自主共済の緊急救済措置と新保険業法の適用除外を求める陳情が続いていますが、いまだに実現しておらず、先行きの見通しの立たない自主共済団体が多数存在しています。

自主共済は、非営利で、自主的に運営されており、独立した財政基盤と自治規範を持つなど、「ニセ共済」とは明確に異なるものです。こうした自主共済については、その運営は団体自治に委ねられるべきであり、不必要な規制や法的な枠組みを押し付けるのではなく、各団体の自治に委ねることが必要です。このことは、保険業法改定に至る金融審議会での最終報告にも示されており、この間の国会審議からも求められていることです。

自主共済を守るための主張は、新保険業法施行後の国会で繰り返し取り上げられ、与野党を超えて広げられてきたことはご承知の通りです。

新保険業法の規制による被害がこれ以上広がらないよう、以下の点について求めます。

記

1. 存続が困難となっている自主共済について、新保険業法の経過措置の延長と遡及適用をするなど、自主共済全体に及ぶ救済措置を早急に講じていただくこと。
2. 自主的・民主的に運営される共済を新保険業法の適用除外とすること。